

1. 圏域の概要

(1) 水産業の概要

① 圏域内に位置する市町村および漁業協同組合の概要

当圏域は長門市の1市からなり、日本海に面し、岩礁帯の変化に富んだ海岸線と油谷湾、深川湾、仙崎湾の内湾を有し、周辺には天然礁が存在して、北上する対馬暖流を受け好漁場が形成されていることから、古くから漁業が盛んに営まれている地域である。平成17年（2005年）に圏域内の各漁協は山口県漁協として合併している。

② 主要漁業種類、主要魚種の生産量、資源量の状況

令和元年の属地陸揚量は4,295トンで、主な漁業種類は棒受網、定置網、中型まき網、釣り、さし網である。令和元年の主な魚種の陸揚量は、イワシ1,329トン、アジ487トン、イカ192トン、ブリ111トン、サバ435トンであり、どの魚種とも減少傾向となっている。

③ 水産物の流通・加工の状況

活魚、鮮魚は流通拠点の仙崎漁港へ、加工魚は湊漁港へ一元集約され県内外へ出荷している。

④ 養殖業の状況

クロマグロ、マダイを海面養殖において養殖しているが、小規模となっている。

⑤ 漁業経営体、漁業就業者（組合員等）の状況

令和元年の組合員数は1,095人と減少傾向で、高齢化が進んでいる。

⑥ 水産業の発展のための取組

仙崎漁港において、衛生管理型の新市場を整備し、平成24年8月から供用開始している。

藻場の保全活動として、食害生物であるウニの除去や海藻の種苗投入、保護区域の設定などの活動に取り組んでいる。

新規漁業就業者定着支援事業等を導入し、新規漁業就業者の確保のための取組を行っている。

⑦ 水産基盤整備に関する課題

漁業者の高齢化や後継者不足、水産資源の減少や魚価の低迷等により、漁家の経営に深刻な影響を及ぼしている。

このような状況の中、水産資源の持続的利用と管理を促進するため、水域の環境を保全し、海域の基礎生産力を向上させ、水産資源の保護培養を促進する必要がある。また、衛生管理型市場を核として安心・安全な水産物を安定的に供給し、産地競争力の強化や流通販路の拡大を推進し、地域水産業の持続的発展及び地域活性化を図る必要がある。

⑧ 将来的な漁港機能の集約化

漁業者の減少・高齢化や地域の漁業情勢の変化等により、漁船や陸揚量が減少していくなか、具体化された漁港機能の集約はないが、今後、検討していく必要がある。

(2) 圏域設定の考え方

① 圏域タイプ	流通拠点型	設定理由； ・産地市場を有する流通拠点としては仙崎漁港がある。
② 圏域範囲	日本海側の県西部地域（長門市）	設定理由； ・産地市場への流通ブロックを形成しており、水産物が集約する範囲としている。 ・卸売市場整備計画の流通圏域の範囲である。
③ 流通拠点漁港	仙崎漁港	設定理由； ・産地市場として、仙崎市場を有し、水産物が一元集約されている。
④ 生産拠点漁港	川尻漁港	設定理由； ・当圏域内で中核的な役割を担う漁港だけでなく、圏域内外の避難港となっている。
⑤ 輸出拠点漁港	該当なし	設定理由；

(令和元年)			
圏域の属地陸揚量(トン)	4,295	圏域の登録漁船隻数(隻)	876
圏域の総漁港数	14	圏域内での輸出取扱量(トン)	
圏域で水産物の水揚実績がある港湾数	0		
当該圏域を含む養殖生産拠点地域名		該当なし	
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における主要対象魚種		該当なし	
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別生産量（収穫量）(トン)		該当なし	
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別海面養殖業産出額(百万円)		該当なし	

2. 圏域における水産基盤整備の基本方針

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

①拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ・仙崎漁港では、高度衛生管理型市場を整備し、圏域内の水産物の集約化をしている。
- ・引き続きレベル2の衛生管理に取り組むとともに、レベル3の衛生管理を行うことを検討し、安全・安心な水産物を供給していく。
- ・水産物の陸揚げ、準備作業等において陸揚げから出荷までの時間ロスの短縮などを図り、作業の安全性・効率の向上を推進していく。
- ・ICTを活用し、市場における漁獲物の受入体制のスリム化、入札競りの電子化など省人化、省力化に向けた取組を検討する。

②養殖生産拠点の形成

- ・養殖生産は非常に小規模であるが、特色ある養殖業を展開していくため、ICTを活用した養殖管理システムやブランド養殖魚の開発に取り組む。

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

①環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ・漁業者の高齢化、就業者の減少により漁業技術等の現場情報の継承がうまくいかないことによる漁業生産性の低下が課題としてあることから、経験の浅い漁業者でも生産性の高い漁業生産ができる漁場づくりに取り組む。また、スマート漁業を推進し、漁場予測情報などの漁業操業を支援するシステムツ

くりに取り組む。

- ・定着性の高い水産動物の増大に向け、種苗放流等の資源管理の取り組みと生活史に即した生息環境の創出を一体的に行う。
- ・海水高水温化の影響を受けた地区においては、藻場保全対策を推進していく。
- ・海水温の上昇等に起因する藻場面積の減少・干潟機能低下の状況に鑑み、海域環境の変化に的確に対応した藻場・干潟の保全創造対策を検討するためのモニタリングを定期的に行う。

②災害リスクへの対応力強化

- ・流通拠点漁港及び生産拠点漁港においては、大規模地震・津波の発生に対し、耐震・耐津波性能を有しない漁港施設の機能強化を図る。
- ・老朽化が進んだ漁港施設等に対し、機能保全計画に基づいた予防保全型の老朽化対策を実施する。
- ・漁港管理者が位置づけている防災上重要な漁港の必要な整備について、管理者で検討し推進を図る。

(3)「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

①「海業」による漁村の活性化

- ・漁村の人口減少や高齢化に伴い、地域の活力が低下していく中で、「海業」等による新たな取り組みを検討していく。

②地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ・漁港近傍の静穏域を利用した増養殖水面の確保を検討していく。
- ・女性など地域の水産業を支える多様な担い手が活躍できるよう漁港・漁村における就労環境や生活環境の改善を推進していく。

3. 目標達成のための具体的な施策

(1)産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

①拠点漁港等の生産・流通機能の強化

地区名	主要対策	事業名	漁港・港湾名	種別	流通拠点

- ・高度衛生管理荷さばき所施設の維持管理、衛生管理マニュアルに沿った衛生管理の徹底を図り、高度な衛生管理を継続的に実施していく。
- ・作業の安全性・効率の向上を推進するため、必要に応じて交付金等を活用した施設整備を検討する。
- ・知事を隊長とする「ぶちうま売込隊」等による国内外に向けた情報発信の強

化及び商談会の開催を行う。

②養殖生産拠点の形成

地区名	主要対策	事業名	漁港・漁場名	種別	流通拠点

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

①環境変化に適応した漁場生産力の強化

地区名	主要対策	事業名
外海	漁場造成	水産環境

- ・水産環境整備事業で定着性魚類等の増殖と保護育成を目的とした漁場整備を行う。ソフト対策として種苗放流等を検討する。
- ・藻場の再生、干潟の保全のために漁業者が主体となった保全活動を行うため、水面多面的機能発揮事業の導入を検討する。
- ・漁獲情報や漁業環境情報に係るデータを収集するシステム構築、ベテラン漁業者の操業技術のデジタル化を検討する。

②災害リスクへの対応力強化

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
長門	予防保全	水産基盤	仙崎	3	流通拠点
長門	予防保全	水産基盤	川尻	4	
長門	安全・安心	水産基盤	仙崎	3	流通拠点
長門	安全・安心	水産基盤	川尻	4	

- ・水産物機能保全事業により老朽化が進んだ施設の整備を行う。併せて施設の点検を行い、必要に応じ機能保全計画の見直しを行い、施設の延命化と効果的な維持管理を行う。
- ・流通拠点漁港においては、漁港施設機能強化事業での漁港施設の耐震化・耐津波化を図るための整備を行う。
- ・高潮浸水想定区域の見直しを行い、高潮ハザードマップを作成する。

(3) 「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

①「海業」による漁村の活性化

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点

- ・「イカ釣り体験ツアー」、「地引網体験」等を実施し、体験・交流型プログラムに取り組む。
- ・各種イベントで魚食の普及促進を図ることを検討する。

②地域の水産業を支える多様な人材の活躍

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
長門	生活環境	交付金	通	2	
長門	生活環境	交付金	野波瀬	2	
長門	生活環境	交付金	仙崎	3	流通拠点

- ・漁港環境改善への対応を図るために漁業集落排水の老朽化対策を行う。
- ・漁業の新たな担い手を確保・定着させるため、担い手支援策を強化し、県内外からの新規修了者の確保と就業後の定着を図る。

4. 環境への配慮事項

(地域環境の概要)

- ・当圏域は日本海に面し、岩礁帯の変化に富んだ海岸線と、油谷湾、深川湾、仙崎湾の3つの内湾を有し、沖合にはカキノ瀬等の天然礁と長門海域総合開発事業で整備された人工礁が点在しており、北上する対馬暖流を受けて好漁場が形成されている。

(環境保全・改善)

- ・景観の保持、美化を図り、快適でうるおいのある漁港漁村の環境整備を図る。
- ・魚介類の幼稚仔育成場や藻場等の生育に配慮した構造物の整備を推進する。

(施工時の対応策)

- ・施工時の水域環境への影響については、構造物の位置や施工方法等について事前に検討する。
- ・汚濁防止膜を設置し、発生量の拡散防止に努める。
- ・コンクリート施工については、発生する汚濁水に十分に配慮する。
- ・建設現場から発生する建設副産物はできるだけ出さないようにし、発生する場合は、処理方法について最大限環境に影響が無いように配慮する。

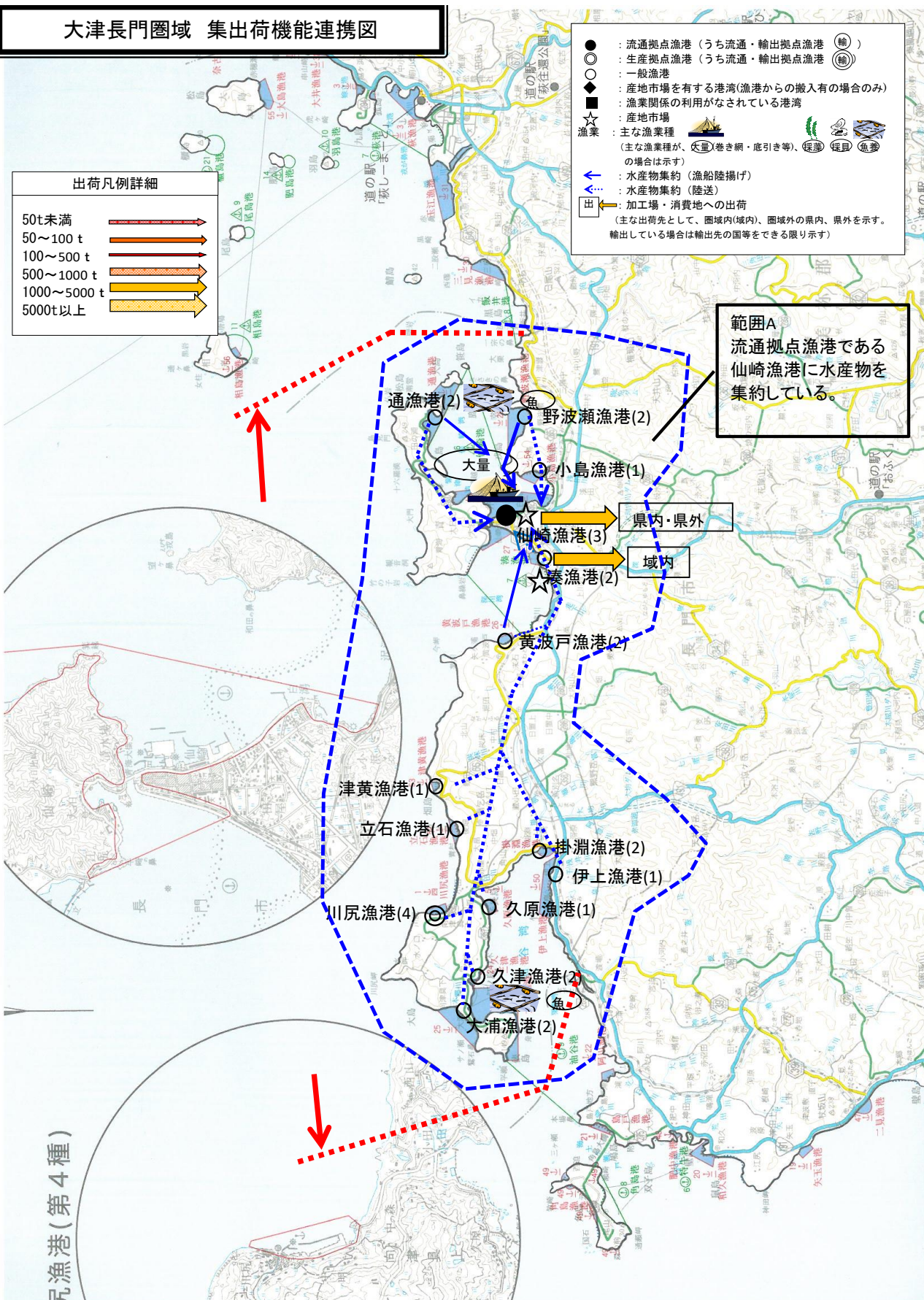
5. 水産物流通圏域図

6. 当該圏域を含む養殖生産拠点地域図

7. 漁港ごとの役割や機能分担及び漁港間での連携の状況を示す資料

8. その他参考となる資料

大津長門圏域 集出荷機能連携図

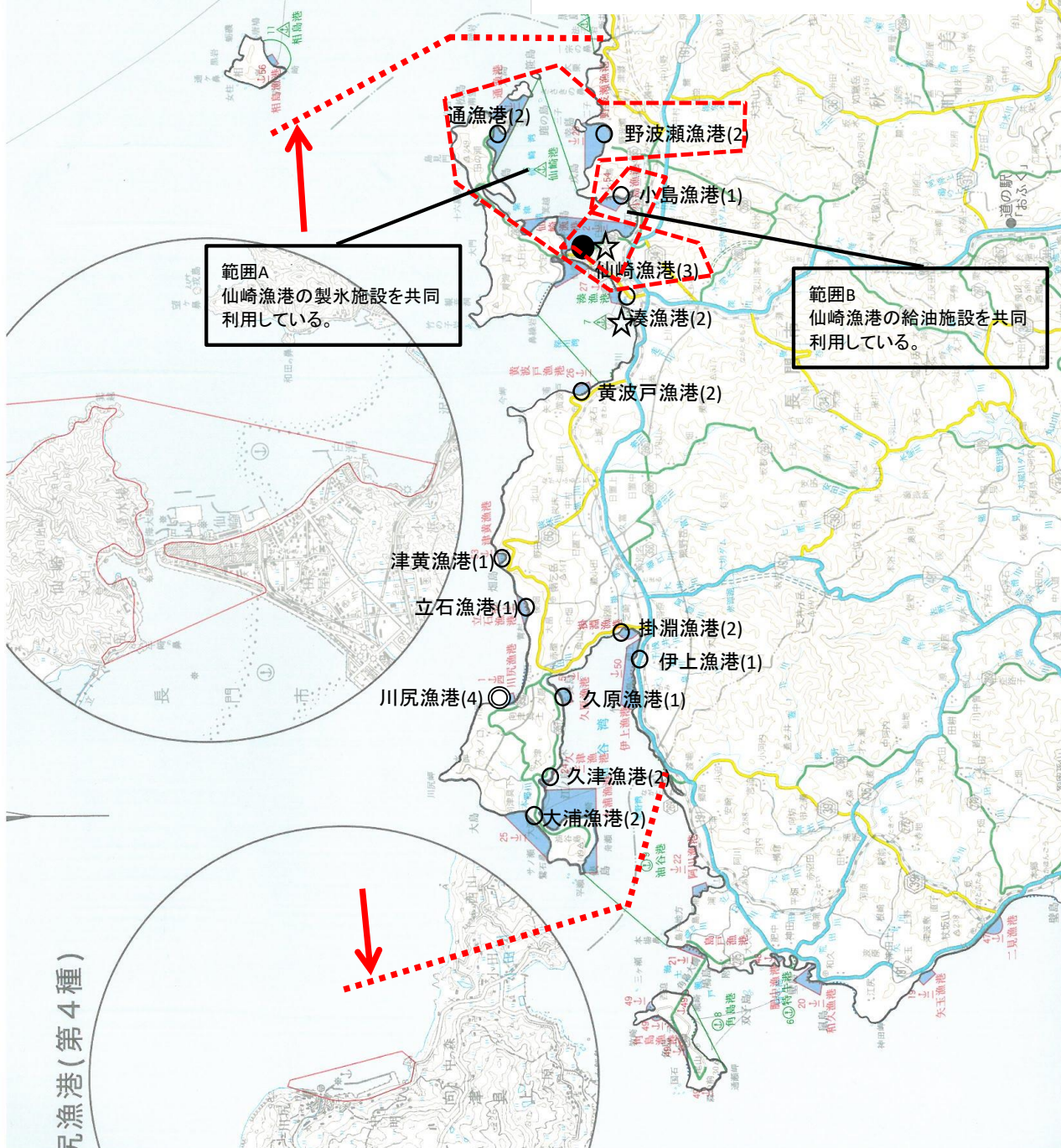


大津長門圏域 準備機能連携図

- : 流通拠点漁港 (うち流通輸出拠点港 (輸))
- : 生産拠点漁港 (うち流通輸出拠点港 (輸))
- : 一般漁港
- ◆ : 産地市場を有する港湾 (漁港からの搬入有の場合のみ)
- : 漁業関係の利用がなされている港湾
- ☆ : 産地市場
- 漁業 : 主な漁業種 (魚、貝、藻、エビ、蟹、カニ、イセエビ、ホタテ、アサリ、シジミ、カキ、サザナミ、イサナ、サケ、マス、ウナギ、シイタケ、キノコ、野菜、果物、畜産物、水産物集約 (陸送))
- 出 : 加工場・消費地への出荷 (主な出荷先として、圏域内(域内)、圏域外の県内、県外を示す。輸出している場合は輸出先の国等までできる限り示す)

【準備機能の連携範囲の表示に係る凡例】

- : 現状の連携範囲
- : 現状の中心的役割漁港
- : 5年以内を目途に実施する連携範囲
- : 5年以内を目途に実施する中心的役割漁港
- : 10年以内を目途に実施する連携範囲
- : 10年以内を目途に実施する中心的役割漁港

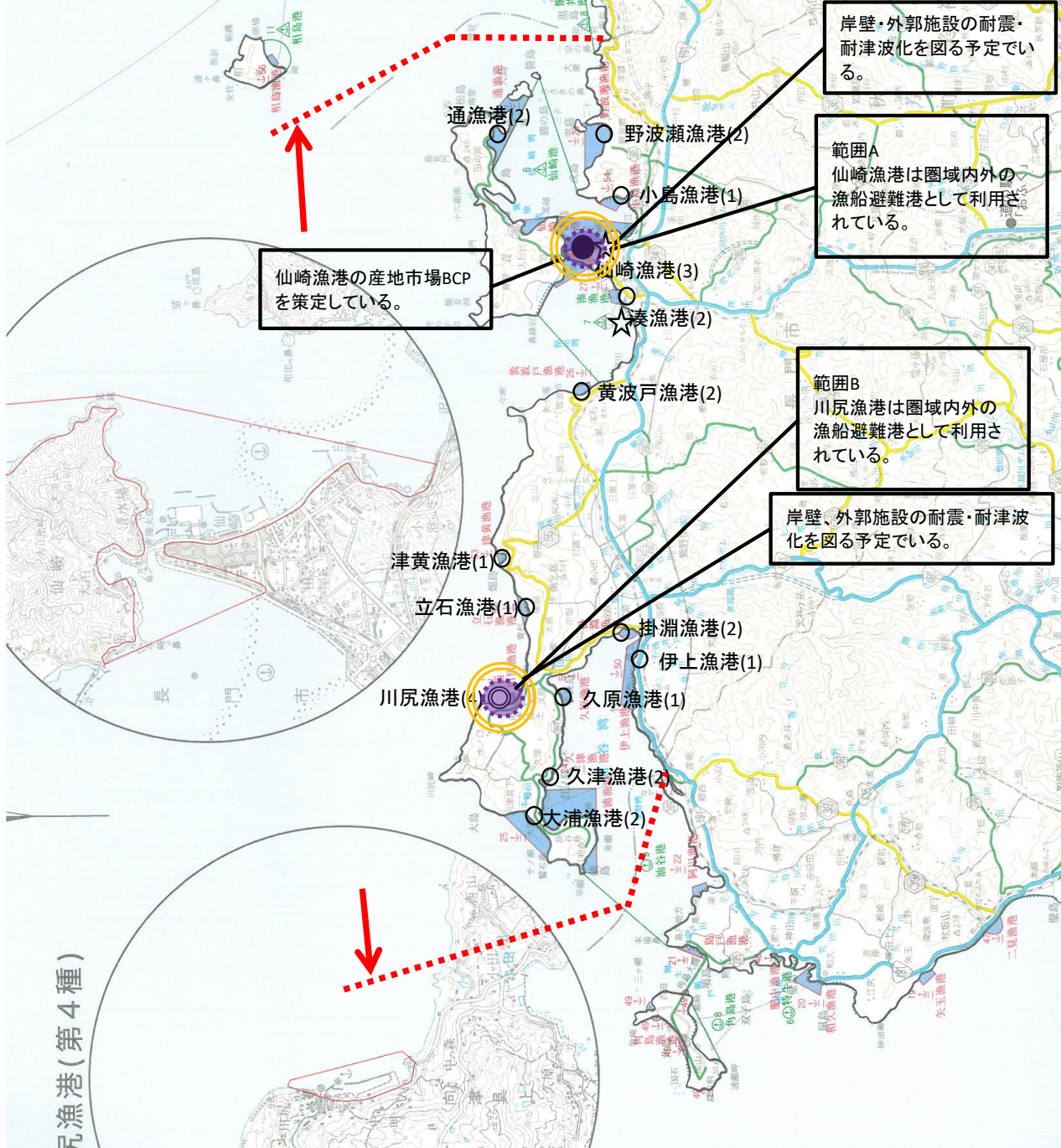


大津長門圏域 防災・減災・避難機能連携図

【防災・減災機能の連携範囲の表示に係る凡例】

- ：現状の連携範囲
- ：現状の中心的役割漁港
- ：5年以内を目途に実施する連携範囲
- ：5年以内を目途に実施する中心的役割漁港
- ：10年以内を目途に実施する連携範囲
- ：10年以内を目途に実施する中心的役割漁港

- ：流通拠点漁港（うち流通輸出拠点港）
- ：生産拠点漁港（うち流通輸出拠点港）
- ：一般漁港
- ◆：産地市場を有する港湾（漁港からの搬入有の場合のみ）
- ：漁業関係の利用がなされている港湾
- ☆：産地市場
- ★：主な漁業種
- （主な漁業種が、（巻き網・底引き等）、（定置）、（曳網、（漁獲）の場合には示す）
- ：水産物集約（漁船陸揚げ）
- ：水産物集約（陸送）
- 出：加工場・消費地への出荷
- （主な出荷先として、圏域内（域内）、圏域外の県内、県外を示す。輸出している場合は輸出先の国等をできる限り示す）



大津長門圏域 増養殖・蓄養強化機能連携図

- : 流通拠点漁港 (うち流通輸出拠点港)
- : 生産拠点漁港 (うち流通輸出拠点港)
- : 一般漁港
- ◆ : 産地市場を有する港湾(漁港からの搬入有の場合のみ)
- : 漁業関係の利用がなされている港湾
- ☆ : 産地市場
- ★ : 主な漁業種
- ▲ : 水産物集約 (漁船陸揚げ)
- ▲ : 水産物集約 (陸送)
- ▲ : 加工場・消費地への出荷
- ▲ : 主な出荷先として、圏域内(域内)、圏域外の県内、県外を示す。
(輸出している場合は輸出先の国等をできる限り示す)

【増養殖・蓄養強化機能の連携範囲の表示に係る凡例】

- : 現状の連携範囲
- : 現状の中心的役割漁港
- : 5年以内を目途に実施する連携範囲
- : 5年以内を目途に実施する中心的役割漁港
- : 10年以内を目途に実施する連携範囲
- : 10年以内を目途に実施する中心的役割漁港

水面・海底面の養殖利用

水面・海底面の養殖利用

通漁港(2)

野波瀬漁港(2)

小島漁港(1)

仙崎漁港(3)

湊漁港(2)

黄波戸漁港(2)

陸域の種苗生産・中間育成施設利用

津黄漁港(1)

立石漁港(1)

掛淵漁港(2)

伊上漁港(1)

川尻漁港(4)

久原漁港(1)

久津漁港(2)

大浦漁港(2)

水面・海底面の養殖利用

尻漁港(第4種)

-  : 現状の連携範囲
-  : 現状の中心的役割漁港
-  : 5年以内を目途に実施する連携範囲
-  : 5年以内を目途に実施する中心的役割漁港
-  : 10年以内を目途に実施する連携範囲
-  : 10年以内を目途に実施する中心的役割漁港

● : 流通拠点漁港 (うち流通輸出拠点港) (輸)

○ : 生産拠点漁港 (うち流通輸出拠点港) (輸)

○ : 一般漁港

◆ : 産地市場を有する港湾(漁港からの搬入有の場合のみ)

■ : 漁業関係の利用がなされている港湾

☆ : 産地市場

漁業 : 主な漁業種  (主な漁業種が、大巻(巻き網・底引き等)、水産物集約、水産物集約(陸送)、加工場・消費地への出荷の場合は示す)

水産物集約 (漁船陸揚げ)

水産物集約 (陸送)

加工場・消費地への出荷

(主な出荷先として、圏内(域内)、圏外(域外)の県内、県外を示す)

輸出している場合は輸出先の国等をできる限り示す)

水面・海底面の養殖利用

水面・海底面の養殖利用

陸域の種苗生産・中間育成施設利用

水面・海底面の養殖利用

元魚港(第4種)

大津長門圏域 海業振興機能機能連携図

- : 流通拠点漁港 (うち流通輸出拠点港 (輸))
 ◎ : 生産拠点漁港 (うち流通輸出拠点港 (輸))
 ○ : 一般漁港
 ◆ : 産地市場を有する港湾 (漁港からの搬入有の場合のみ)
 ■ : 漁業関係の利用がなされている港湾
 ☆ : 産地市場
 漁業 : 主な漁業種  (主な漁業種が、大巻 (巻き網・底引き等)、特産、特目、魚魚 の場合は示す)
 水産物集約 (漁船陸揚) 
 水産物集約 (陸送) 
 出  : 加工場・消費地への出荷
 (主な出荷先として、圏内(圏外)、圏域外の県内、県外を示す。
 輸出している場合は輸出先(国等)をできる限り示す)

【交流観光・6次産業機能の連携範囲の表示に係る凡例】

-  :現状の連携範囲
-  :現状の中心的役割漁港
-  :5年以内を目途に実施する連携範囲
-  :5年以内を目途に実施する中心的役割漁港
-  :10年以内を目途に実施する連携範囲
-  :10年以内を目途に実施する中心的役割漁港

